

名古屋市交通局管理規程第10号

名古屋市交通局契約規程（昭和39年名古屋市交通局管理規程第18号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月31日

名古屋市交通局長 折戸 秀郷

第24条中「次の表の左欄」を「同令別表第1の上欄」に、「右欄に定める」を「下欄に掲げる」に改め、同条の表を削る。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。